



島根県報

平成20年 8 月12日 (火)
号外 第 101 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

漁調委指示

定置漁業の保護区域の設定

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

隠岐海区漁業調整委員会指示第20-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成20年9月1日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成20年 8 月12日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

(1)に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、(2)の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第51号	隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻地先
定第52号	隠岐郡隠岐の島町北方地先
定第54号	隠岐郡海士町大字崎地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域 (メートル)		漁 法
両 口	両面 500	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
	沖合 300	

2 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第56号	隠岐郡西ノ島町浦郷三度地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域 (メートル)		漁 法
両 口	両面 1000	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
	沖合 300	

3 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第55号	隠岐郡海士町大字崎地先
定第57号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先
定第58号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

定第59号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷

(2) 保護区域及び漁法

区 域 (メートル)		漁 法
両 口	両面 400	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
	沖合 200	

4 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第53号 隠岐郡海士町大字豊田地先

(2) 保護区域及び漁法

区 域 (メートル)		漁 法
両 口	両面 300	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
	沖合 300	

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年 9 月 1 日から平成25年 8 月31日までとする。